

特定非営利活動法人福山キリスト教奉仕会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福山キリスト教奉仕会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県福山市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加とたすけあいの精神のもとに、地域に根ざした介護サービスを提供し、また、児童・生徒が放課後や休校日に、健全で有効な時間を過ごすことができるように必要な支援を行う。この他、クリーンなエネルギー（小規模向け太陽光発電、風力発電等）の普及を図る活動を行う。

これらの活動を通して、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 野宿生活者等生活困窮者に対する日常生活上の支援事業
 - ② 高齢者等に対する日常生活上の支援事業
 - ③ 介護保険法に定める訪問介護事業、指定居宅介護支援事業及び、介護保険法に基づく第1号訪問事業、並びに障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他、これらに関連する諸事業
 - ④ 子どものいじめや学校とのトラブルに関する電話相談事業
 - ⑤ 児童・生徒の休校日の活動支援事業（ワンダーキッズ）

⑥ 児童の放課後の活動支援事業（ひかりの子文庫）

⑦ クリーン・エネルギーの普及支援事業

⑧ 福祉に関する旅客自動車運送事業

⑨ 福祉に関する自家用自動車有償運送事業

（２）その他の事業

バザー、その他物品販売及び庭木の手入れ等の役務提供事業

２ 前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第１号に掲げる事業に充てるものとする。

第３章 会 員

（種別）

第６条 この法人の会員は、次の３種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員 この法人の目的に賛同して入会し、活動を推進する個人及び団体

（２）活動会員 この法人の事業に賛同して入会し、活動に参加する個人及び団体

（３）賛助会員 この法人の事業に賛同して入会し、資金援助をする個人及び団体（入会）

第７条 会員の入会については、特に条件を定めない。

２ 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３ 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき。

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき。

（４）除名されたとき。

（退会）

第１０条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上8人以下

(2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述

べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

- (2) 解散
 - (3) 合併
 - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
 - (5) 事業報告及び活動決算
 - (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
 - (7) 入会金及び会費の額
 - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (9) 事務局の組織及び運営
 - (10) その他運営に関する重要事項
- (開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。
- (招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思を表示したことにより、総会の決議があつたものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行う者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、学校法人福山基督

教学園に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑 則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

(定款の施行期日等)

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	甲斐忠
副理事長	村田民雄
理事	石塚一
同	大島泰代
同	平田弘子
同	松本順子
同	宮野壽美子
同	山中和彦
監事	川崎保孝
同	能勢富代
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員（入会金は設けない）

個人 年会費 6,000 円（分割納入可）

団体 年会費 10,000 円

(2) 活動会員（入会金は設けない）

個人 年会費 任意

団体 年会費 1 口 5,000 円で 1 口以上

(3) 賛助会員（入会金は設けない）

個人 年会費 1 口 3,000 円で 1 口以上

団体 年会費 1 口 20,000 円で 1 口以上

（定款の改正内容）

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。（2005 年 4 月～2006 年 3 月）

理事長 甲斐忠

副理事長 村田民雄

理事 石塚一

同 大島泰代

同 平田弘子

同 松本順子

同 宮野壽美子

同 山中和彦

監事 川崎保孝

同 北村健一

（定款の改正内容）

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。（2006 年 4 月～2008 年 3 月）

理事長 石塚一

副理事長 村田民雄

理事 大島泰代

同 近藤洋子

同 平田弘子

同 松本順子

同 宮野壽美子

同 山中和彦

監事 川崎保孝

同 北村健一

(定款の改正内容)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2008年4月～2010年3月)

理事長	石塚一
副理事長	村田民雄
理事	大島泰代
同	近藤洋子
同	平田弘子
同	松本順子
同	宮野壽美子
同	山中和彦
監事	川崎保孝

(定款の改正内容)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2010年4月～2012年3月)

理事長	石塚一
副理事長	村田民雄
理事	近藤洋子
同	平田弘子
同	松本順子
同	宮野壽美子
同	山中和彦
同	唐婉幸子
監事	川崎保孝

(定款の改正内容)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2012年4月～2014年3月)

理事長	石塚一
副理事長	村田民雄
理事	近藤洋子
同	平田弘子
同	松本順子
同	宮野壽美子
同	山中和彦
同	唐婉幸子

監事 川崎保孝

(定款の改正内容)

附則 6 (1)

個人 年会費 3, 0 0 0 円 (2013 年度より)

(定款の改正内容)

附則 6 (1)

個人 年会費 2, 0 0 0 円 (2015 年度より)

(定款の改正内容)

附則 6 (1)

個人 年会費 1, 0 0 0 円 (2016 年度より)

(改正された定款の施行期日)

この定款は、広島県知事の認証の日（平成16年4月19日）から施行する。
この定款は、平成17年3月 5日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成18年2月19日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成18年4月15日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成18年6月24日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成20年5月25日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成20年6月19日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成23年6月23日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
この定款は、平成25年6月15日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。
平成26年5月31日に改正
平成27年5月30日に改正
平成28年6月24日に改正

(定款の改正内容)

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2016年4月～2018年3月)

理事長 宮野壽美子

副理事長 村田民雄

理事	近藤洋子
同	平田弘子
同	山中和彦
同	瀬良悦夫
監事	事業部門 川崎保孝
	管理部門 鎌野真

この定款は、平成 30 年 2 月 11 日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。

(定款の改正内容)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2018 年 4 月～2020 年 3 月)

理事長	宮野壽美子
副理事長	村田民雄
理事	近藤洋子
同	能勢富代
同	大平公乃
同	横路忠
同	矢幡教子
監事	事業部門 川崎保孝
	管理部門 鎌野真

この定款は、平成 30 年 6 月 17 日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。

この定款は、令和 2 年 6 月 28 日に改正

(定款の改正内容)

- 1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2020 年 4 月～2022 年 3 月)

理事長	宮野壽美子
副理事長	村田民雄
理事	近藤洋子
同	能勢富代
同	大平公乃
同	横路忠
同	矢幡教子
監事	事業部門 川崎保孝
	管理部門 鎌野真

この定款は、2020 年 5 月 20 日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。

(定款の改正内容)

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2022 年 4 月～2024 年 3 月)

理事長	宮野壽美子
副理事長	村田民雄
理事	近藤洋子
同	能勢富代
同	大平公乃
同	横路忠
同	矢幡教子
監事	事業部門 川崎保孝
	管理部門 鎌野真

この定款は、2022 年 5 月 21 日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。

(定款の改正内容)

1 この法人の役員は、次に掲げる者とする。(2024 年 4 月～2026 年 3 月)

理事長	宮野壽美子
副理事長	村田民雄
理事	近藤洋子
同	能勢富代
同	大平公乃
同	横路忠
同	矢幡教子
監事	事業部門 川崎保孝
	管理部門 鎌野真

この定款は、2024 年 5 月 25 日に改正し、広島県知事の認証の日から施行する。

2025年度事業計画書

(2025年4月1日～2026年3月31日)

1. 事業の成果

職員を育てるためにオンラインでの学習やミーティングを活用します。

人材が少なくなる中、規模に合ったIT化で働く時間を確保し

今の人員で出来る介護をしてゆきます。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲人数	事業費の金額(千円)
①高齢者に対する日常生活上の支援事業	訪問介護事業所 所野の花	年間通し	近隣市内外	15人	100名	
②介護保険法に定める訪問介護事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険法に基づく第1号訪問事業、並びに障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他、これらに関連する諸事業	訪問介護事業所 野の花	年間通し	近隣市内外	15人	100名	①②⑨の計 25,122
③野宿生活者等生活困窮者に対する日常生活上の支援事業	日回りの会	休止				
④子どものいじめや学校とのトラブルに関する電話相談事業	子どものいじめ電話相談	休止				
⑤児童・生徒の休校日の活動支援事業(ワンダーキッズ)	ワンダーキッズ	休止				
⑥児童の放課後の活動支援事業(ひかりの子文庫)	ひかりの子文庫	休止				
⑦クリーン・エネルギーの普及支援事業	クリーン・エネルギーの普及支援事業	休止				
⑧福祉に関する旅客自動車運送事業	福祉に関する旅客自動車運送事業					
⑨福祉に関する自家用車有償運送事業	訪問介護事業所 野の花	年間通し	近隣市内外	7人	10名	

(2) その他事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲人数	事業費の金額(千円)
バザー、その他物品販売及び庭木の手入れ等の役務提供事業	バザーの実施 庭木の手入れ	今年度予定なし				

2026年度事業計画書

(2026年4月1日～2027年3月31日)

1. 事業の成果

職員の為にオンラインでの学習やミーティングを行い新しい技術を学習します。
介護を担う優秀な人材も御年でやめる予定、補充は望めず有る人材で出来る介護をします。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲人数	事業費の金額(千円)
①高齢者に対する日常生活上の支援事業	訪問介護事業所 所野の花	年間通し	近隣市内外	12人	100名	
②介護保険法に定める訪問介護事業、指定居宅介護支援事業及び介護保険法に基づく第1号訪問事業、並びに障害者自立支援法に定める障害福祉サービス、地域生活支援事業、その他、これらに関連する諸事業	訪問介護事業所 野の花	年間通し	近隣市内外	12人	100名	①②⑨の計 23,124
③野宿生活者等生活困窮者に対する日常生活上の支援事業	日回りの会	休止				
④子どものいじめや学校とのトラブルに関する電話相談事業	子どものいじめ電話相談	休止				
⑤児童・生徒の休校日の活動支援事業(ワンダーキッズ)	ワンダーキッズ	休止				
⑥児童の放課後の活動支援事業(ひかりの子文庫)	ひかりの子文庫	休止				
⑦クリーン・エネルギーの普及支援事業	クリーン・エネルギーの普及支援事業	休止				
⑧福祉に関する旅客自動車運送事業	福祉に関する旅客自動車運送事業					
⑨福祉に関する自家用車有償運送事業	訪問介護事業所 野の花	年間通し	近隣市内外	7人	10名	

(2) その他事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲人数	事業費の金額(千円)
バザー、その他物品販売及び庭木の手入れ等の役務提供事業	バザーの実施 庭木の手入れ	今年度予定なし				

2025年度 活動予算 (案)

2025年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 福山キリスト教奉仕会

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 年会費 収益			
会員会費	18,000		
2. 受取寄附金	0		
受取寄附金	0	18,000	
3. 事業収益			
訪問介護収益	6,100,000		
訪問型みなし収益	10,000,000		
居宅介護収益	2,020,000		
同行援護収益	3,050,000		
地域移動支援収益	300,000		
他事業収益	710,000		
4. 受取補助金等			
処遇改善収益(特定処遇含)	5,700,000		
5. その他収益			
受取利息	1,975		
雑収益	450,000		
経常収益計		28,349,975	28,349,975
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料賞与	15,409,514		
処遇改善	2,900,000		
法定福利費	2,319,097		
福利厚生費	223,195		
人件費計		20,851,806	
(2) その他経費			
車輛費	100,000		
車輛燃料費	250,000		
賃借料	1,572,000		
教育訓練費	100,000		
旅費交通費	10,000		
修繕費	150,000		
通信運搬費	250,000		
印刷製本費	90,000		
会議費	30,000		
消耗品費	150,000		
保険料	265,000		
租税公課	150,000		
減価償却	30,000		
支払手数料	454,000		
支払報酬	420,000		
訪問交通費・交際費	20,000		
水道光熱費	210,000		
雑費雑損	20,000		
貸付損失			
その他経費計		4,271,000	
事業費計			25,122,806
2. 管理費			
(1) 会議費	6,000		
役員報酬	960,000		
印刷製本費	3,000		
通信運搬費	1,000		
雑費(消耗品費)	5,000		
管理費計		975,000	
経常費用計			26,097,806
当期正味財産増減額			2,252,169
前期繰越正味財産額			△ 1,509,299
次期繰越正味財産額			742,870

2026年度 活動予算 (案)

2026年 4月 1日から 2026年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 福山キリスト教奉仕会

(単位: 円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 年会費 収益			
会員会費	18,000		
2. 受取寄附金	0		
受取寄附金	0	18,000	
3. 事業収益			
訪問介護収益	5,000,000		
訪問型みなし収益	9,000,000		
居宅介護収益	1,560,000		
同行援護収益	2,450,000		
地域移動支援収益	220,000		
他事業収益	630,000		
4. 受取補助金等			
処遇改善収益(特定処遇含)	4,700,000		
5. その他収益			
受取利息	1,975		
雑収益	450,000		
経常収益計		24,029,975	24,029,975
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料賞与	14,206,392		
処遇改善	2,300,000		
法定福利費	2,319,097		
福利厚生費	223,195		
人件費計		19,048,684	
(2) その他経費			
車輛費	100,000		
車輛燃料費	250,000		
賃借料	1,572,000		
教育訓練費	100,000		
旅費交通費	10,000		
修繕費	50,000		
通信運搬費	220,000		
印刷製本費	90,000		
会議費	10,000		
消耗品費	150,000		
保険料	350,000		
租税公課	10,000		
減価償却	30,000		
支払手数料	454,000		
支払報酬	420,000		
訪問交通費・交際費	20,000		
水道光熱費	210,000		
雑費雑損	20,000		
退職金	10,000		
その他経費計		4,076,000	
事業費計			23,124,684
2. 管理費			
(1) 会議費	3,000		
役員報酬	840,000		
印刷製本費	3,000		
通信運搬費	1,000		
雑費(消耗品費)	5,000		
管理費計		852,000	
経常費用計			23,976,684
当期正味財産増減額			53,291
前期繰越正味財産額			742,870
次期繰越正味財産額			796,161